

令和2年7月9日

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドラインにおける
対応レベルの変更について

危機対策本部長
山 極 壽 一

新型コロナウイルス感染症に関しては、6月19日からの首都圏等との往来自粛の解除から概ね2週間が経過し、現在、その影響が表面化してきています。

感染者数は、特に首都圏で連日100人を超え、全国の合計では、概ね緊急事態宣言下のGW前後の人数に達しており、改めて十分な警戒を要する水準にあります。

一方、京阪神地域については、首都圏等との往来自粛の解除以降、同様に感染者数は増加に転じていますが、その数は一定の範囲で留まっている状況にあります。

このため、引き続き、感染拡大防止対策を継続しつつ、今後は、感染拡大リスクの状況を十分見極めながら、徐々に活動の規模を広げて行くことといたします。

以上のことから、「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン」において、レベル2とレベル1の間に新たに レベル2(-)を加え、7日10日から当面7月31日までを目途に、同レベルに変更することといたします。

なお、京都府内では、6月25日以降、連続して新たな感染者が発生し、府の「注意喚起基準」に達していることなどから、各部局におかれては、引き続き十分な警戒をしていただくとともに、本ガイドラインをボトムラインとし、各々の状況に応じ、より高い制限についてもご検討をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン:レベル2(-)

<p>【Category1: 授業(講義、演習、実験、実習)・課外活動】</p> <p>○ 授業活動等 対面授業は原則停止し、オンライン授業を中心に実施する。やむを得ず対面授業を実施する場合には、「感染拡大予防マニュアル-令和2年度前期授業の実施における配慮について-(第1版)」(令和2年6月15日京都大学危機対策本部)を踏まえ、感染拡大の予防に十分留意しつつ、必要な安全対策を確認した上で実施する。</p> <p>※対面による演習、実験、実習の制限については第三段階(7月10日~7月31日)</p> <p>○ 課外活動 感染拡大の予防に関して十分な安全対策が確認された屋外における活動など一部を除き、課外活動を自粛する。</p> <p>※課外活動の実施にあたっては別途通知による制約あり</p>
<p>【Category2: 学内会議の実施・職員の勤怠】</p> <p>○ 学内会議の実施 感染拡大の防止に最大限の配慮をしたうえで、対面会議を実施する場合には、オンライン参加を推奨する。</p> <p>※レベル2に同じ</p> <p>○ 職員の勤怠 通常の業務量の維持に努めつつ、在宅で可能な業務は在宅勤務を推奨する。 時差出勤を推奨する。</p>
<p>【Category3: 研究活動】</p> <p>○ 研究室内の換気、各員の手洗い、マスク着用の徹底、及び接触や不要不急な滞在時間の削減など、感染防止に十分な注意を払いつつ、通常の研究活動への復帰をめざす。</p> <p>※「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」(令和2年5月14日文部科学省作成)を踏まえ、感染拡大の予防に最大限の配慮をする</p>